

# 自主防災組織のてびき

平成29年4月1日  
川越市 防災危機管理室  
TEL 224-5554

## 1 自主防災組織とは

自主防災組織とは、災害に対して地域住民が自分達の地域は自分達で守るという連帯感に基づき、住民の自発的意思により結成された組織のことを言います。

## 2 自主防災組織の必要性

大災害が起こった場合、被害を最小限にとどめるよう、市をはじめ防災関係機関は総力をあげて防災活動に取り組みます。しかし、東日本大震災や熊本地震からもわかるように、地震による被害は、火災をはじめ、道路の寸断、建物などの倒壊、断水や電力供給の停止など、多種多様にわたり、防災関係機関のみの活動では、十分に対処できないことが考えられます。

そこで、それぞれの家庭での日頃の備えや、いざというときの心がまえが必要となってくるのですが、それに加え、地域ぐるみの防災活動もまた重要な役割を果たします。地域住民がお互いに協力し合い、地域の安全を守る必要があります。自主防災組織は、そのような地域の防災活動を効果的に行うための組織です。

## 3 自主防災組織をつくるためには

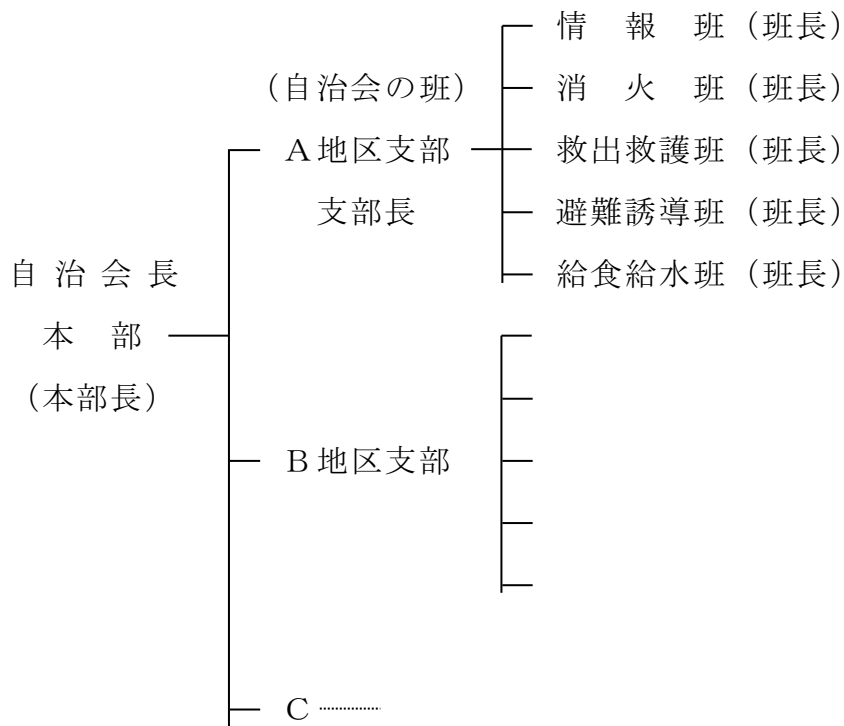
### (1)結成の単位

地域の防災活動として、機能的で実践的な組織とするため、また、継続的に活動するためにも自治会を基本単位として結成することが望ましいと考えられます。

### (2)組織の結成

組織の編成にあたっては、災害時に機能的に行動できるように班を編成し、各班の役割分担を決める必要があります。

(標準的な組織の編成例)



●各班の役割分担

班名	平常時	災害時
本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練の企画</li> <li>・組織の庶務、会計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区に対策本部を設置し、市や消防との連絡にあたる。</li> <li>・各班との連絡調整にあたる。</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達、収集の訓練を行う。</li> <li>・ビデオやパンフレットによる防災啓発を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の被害状況を把握し、本部に連絡する。</li> <li>・地区内に正確な情報を伝達する。</li> </ul>

消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火訓練を行う。</li> <li>・ 消火器の取扱方法を指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各家庭に火の始末を呼びかける</li> <li>・ 消火器などによる初期消火にあたる。</li> </ul>
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救出救護訓練を行う。</li> <li>・ 負傷者の救出に必要な用具の調達並びに技術の習得を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者に応急手当を施す。</li> <li>・ 負傷者を病院まで搬送する。</li> <li>・ 救護所を設置する。</li> <li>・ 身障者、寝たきり老人などの救出を行う。</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難訓練を行う。</li> <li>・ 避難路、避難地の巡回点検並びに現状把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険が切迫した時又は避難命令が出た時は、地区住民を安全な場所まで誘導する。</li> </ul>
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物資の備蓄、管理を検討する。</li> <li>・ 炊きだし訓練を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食糧の炊きだし、飲料水の確保配分にあたる。</li> <li>・ 救援物資の受入れ配分にあたる。</li> </ul>

(注意点)

- ・ 連絡調整部門（本部員）を設ける。
- ・ 女性の積極的な参加を求める。
- ・ 各班の人員については、地域の実情により定める。
- ・ できれば昼夜別の編成を考える。
- ・ 地域の実情により、例えば水害の多い地域は水防班、河川巡視班を設けるなどして、より実践的な編成を考える。
- ・ 地域内の事業所などについても、参加を呼びかける。
- ・ 班員が特定地区に偏らないようにする。
- ・ 班長、班員の選定にあたっては、消防、消防団、自衛隊の経験者や医師、看護師経験者などに呼びかけ参加してもらう。

#### 4 市から自主防災組織への支援

##### (1)結成時

###### ①補助金

基準額（2万円）＋世帯割額（1世帯につき1000円）

ただし、10万円を超える場合、10万円を限度とします。

###### ②防災用品の交付

必要に応じ次の防災用品を交付します。

ロープ、トランジスタメガホン、懐中電灯、非常用キャンドル

##### (2)活動補助金

①防災活動に要した経費のうち、4分の3に相当する額を活動補助金として交付します。ただし、1年度につき6万円を限度とします。

###### ②補助対象費用の例

ア災害時に要した経費：非常用食糧費、非常電源、炊き出し等燃料代、  
自主防災会所有消火器の薬剤詰替え代等

イ訓練に要した経費：消火器の薬剤詰替え代、炊き出し訓練の材料費・  
燃料代等

ウ防災資器材等の購入：消火器、本部用テント、備蓄用非常食、ヘルメ  
ット、救出用資器材等

エその他：防災パンフレット等の購入、配布資料等の紙代・印刷代等

###### ③補助対象外費用の例

ア会合等の飲食代：会議等出すペットボトルのお茶やジュース

※防災訓練時（5月～10月実施）の熱中症対策として用意する飲料水  
は対象となります。

イ防災訓練時の記念品等の購入（啓発品の配布は除く）

ウ自主防災組織で活用する以外の物品の購入（自治会・防犯活動等で使  
用するための物品の購入）

エ物品使用のお礼代（借用料及び使用料は除く）

オ補助金としての他団体への支出

カ自主防災会連絡会への会費の支出（他団体への負担金の交付・負担）

### (3)防災倉庫設置補助金

防災倉庫の設置に要した経費のうち、3分の2に相当する額を防災倉庫設置補助金として交付します。ただし、1年度につき10万円を限度とし、補助対象は1組織につき1棟までとする。

### (4)可搬消防ポンプ整備補助金

①可搬消防ポンプの購入に要した経費のうち、2分の1に相当する額を可搬消防ポンプ整備補助金として交付します。

②可搬消防ポンプの点検整備に要した経費のうち、4分の3に相当する額を可搬消防ポンプ整備補助金として交付します。ただし、点検整備1回につき10万円を限度とします。

### (5)訓練実施時の支援

①訓練実施時にパン缶詰等備蓄食糧の支給

②デジタル簡易無線機や炊き出し用釜など資機材の貸与

③埼玉県自主防災組織リーダー養成指導員の派遣

指導内容：イツモ防災講座、救護訓練、DIG（災害図上）訓練、HUG（避難所運営ゲーム）訓練

### (6)訓練時の傷害に対する対応

防火防災訓練災害補償等共済制度の適用（市で加入済）

## 5 自主防災組織結成に係る必要書類

### (1)結成の届出及び結成時補助金の申請に係る必要書類

- ・自主防災組織結成届出書（市指定用紙）
- ・川越市自主防災組織及び広域自主防災会補助金等交付申請書兼受領書（市指定用紙）
- ・自主防災組織表（任意様式）
- ・ 〃 規約・防災計画（任意様式）
- ・預金口座振込依頼書（市指定用紙）

### (2)結成時補助金の使途報告に係る必要書類

結成時補助金の交付を受けた自主防災組織は、結成年度末までに活動実績及び当該補助金の使途について報告する。※交付された結成時補助金に残

金が発生した場合、返還していただきます。

- ・川越市自主防災組織及び広域自主防災会活動実績報告書（市指定用紙）
- ・補助金の使途（市指定用紙）
- ・補助金の使途を証明する領収書又はレシートの写し

6 活動補助金、防災倉庫設置補助金及び可搬消防ポンプ整備補助金申請に係る必要書類

- ・川越市自主防災組織及び広域自主防災会補助金等交付申請書兼受領書（市指定用紙）
- ・川越市自主防災組織及び広域自主防災会活動実績報告書（市指定用紙）
- ・補助金の使途（市指定用紙）
- ・補助金の使途を証明する領収書又はレシートの写し
- ・預金口座振込依頼書（市指定用紙）
- ・配置図・写真・土地契約書（承諾書）（防災倉庫設置のみ）

※補助金交付申請書類については、必ず現行の様式にて提出すること。旧様式にて提出された場合、現行様式にて再提出していただきます。

—— 標準的な具体例 ——

〇〇町自主防災会規約

(名称)

第1条 この組織は、〇〇町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(〇〇町自主防災会)

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。(集会所、会長宅等)

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、非難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災用資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は〇〇町内にあたる世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹 事 若干人
- (4) 監査役 2人



- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等発生時における応急活動の指導命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 4 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
  - (3) 事業計画に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他、総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し実施する。
  - (1) 総会に提出すべき事。
  - (2) 総会により委託された事。
  - (3) その他、幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を

作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行う。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、○年○月○日から実施する。

—— 標準的な防災計画例 ——

〇〇町自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 事業

前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) その他、町内の防災施設並びに防災環境の整備に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

(略・前記)

4 防災知識の普及

地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水害等についての知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に応じた防災知識に関すること。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。

(2) 普及の方法

- ア 町内会だより、パンフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催

5 防災訓練の実施

(1) 訓練の種類と内容

- ア 情報の収集伝達訓練

地域内の災害状況等の情報を正確かつ迅速に収集する。

市や消防署の情報を住民に伝達する。

イ 消火訓練

消火器、水バケツ等の消火方法を習得する。

ウ 避難訓練

決められた避難場所まで安全に避難する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や落下等で負傷した人の救出活動及び応急手当の方法等の知識、技術を習得する。

オ 給食給水訓練

各家庭における非常食と飲料水の備蓄、確保  
配給食糧の配分及び炊きだし、給水が行えるよう訓練する。

カ 地震体験訓練

消防署で保有する起震車「川越なまず号」により実際の地震の揺れ方強さを体験する。

この標準的な防災計画例のほかに、地域の実情に合った実践的、具体的な活動内容を定めることが大切です。地域の実態を把握し検討するためには、次のようなことに留意する必要があります。

ア 広場、空き地、公園などの一時的な避難場所として使用可能な箇所の状況

イ 壁、ブロック塀の危険箇所の状況

ウ 寝たきり老人や体の不自由な人の住まいと人数

エ 病院、医院、食品店等の配置状況

オ 消火栓、防火水槽等消防水利の配置状況

カ 井戸、受水槽などの配置状況

以上のようなことについて調査把握するとともに、それらを記名した一覧表や連絡網、それに地図を作成しておくとう便利です。更に、次のような

ことについても検討しておけば、より実践的な活動計画になると思われ  
ます。

キ 地震時における本部の設置箇所や各班員の集合場所

ク 地域内の医療機関に対し、あらかじめ負傷者の受入れ等について協  
議しておく。

ケ 井戸の受水槽等の所有者及び米穀業、飲料品店、燃料店等と飲料水  
や必要物資の提供について協議しておく。

コ 防災用物品、資機材の必要量、保管方法について市や消防署と協議  
しておく。

川越市自主防災組織及び広域自主防災会活動補助金等交付要綱  
(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織及び広域自主防災組織の活動に対し補助金等を交付することにより、地域における自主防災組織の活性化を図ることを目的とする。

2 前項の補助金等の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域の防災活動を行なうため市内の自治会等を基本単位として自主的に組織された団体（自治会等の区域を分割することについて合理的な理由により組織される団体を含む。）で、市長に届け出たものをいう。
- (2) 広域自主防災組織 広範囲の地域の防災活動を行うため、川越市自治会連合会の支会又は3以上の自治会等を基本単位として自主的に組織された団体で、市長に届け出たものをいう。ただし、広域自主防災組織の地域は、他の広域自主防災組織の地域と重複することはできない。
- (3) 補助金等 結成時補助金、活動補助金、防災倉庫設置補助金及び可搬消防ポンプ整備補助金並びに防災用品を言う。

(結成時補助金)

第3条 市長は、自主防災組織の結成時に要する経費として、結成時補助金を交付するものとする。

2 前項の結成時補助金は、次の各号に掲げる額の合計額とする。この場合において、当該合計額が10万円を超えるときは、10万円を交付するものとする。

- (1) 基準額 1組織につき2万円

- (2) 世帯割額 自主防災組織を構成している世帯数に100円を乗じた額  
(活動補助金)

第4条 市長は、自主防災組織及び広域自主防災組織が防災活動に要した経費のうち、当該経費の4分の3に相当する額を活動補助金として交付するものとする。この場合において、当該活動補助金の額が1年度につき、自主防災組織にあっては6万円を超えるときは6万円を、広域自主防災組織にあっては10万円を超えるときは10万円を交付するものとする。

2 市長は、自主防災組織及び広域自主防災組織に対する活動補助金を重複して交付することができる。ただし、広域自主防災組織に対する活動補助金の交付は、1年度につき1回とする。

3 第1項の活動補助金に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(防災倉庫設置補助金)

第5条 市長は、自主防災組織及び広域自主防災組織が防災倉庫の設置に要した経費のうち、当該経費の3分の2に相当する額を防災倉庫設置補助金として交付するものとする。この場合において、当該防災倉庫設置補助金の額が1年度につき10万円を超えるときは、10万円を交付するものとする。ただし、補助対象は1組織につき1棟までとする。

2 前項の補助対象のうち、倉庫の移設及び建て替えについてはこの限りではない。

3 第1項の防災倉庫設置補助金に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 当該補助金の対象となる防災倉庫を設置した場合、防災倉庫である旨の表示及び自主防災組織名を防災倉庫に表示しなければならない。

(可搬消防ポンプ整備補助金)

第6条 市長は、自主防災組織が可搬消防ポンプを購入し、及び点検整備する場合は、それぞれ次に掲げる額を可搬消防ポンプ整備補助金として交付するものとする。

- (1) 可搬消防ポンプを購入する場合、購入に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、こ

れを切り捨てるものとする。

- (2) 可搬消防ポンプを点検整備する場合、点検整備 1 回につき当該整備に要した経費の 4 分の 3 に相当する額と、10 万円のいずれか低い額。ただし、当該額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(防災用品)

第 7 条 市長は、自主防災組織の結成時に、別表に掲げる防災用品を交付するものとする。

- 2 前項の防災用品を交付する場合は、別表の左欄に掲げる防災用品の種類区分に応じ、同表の右欄に掲げる自主防災組織を構成している世帯数の区分に応じた数量とする。

(補助金等の交付の申請及び報告)

第 8 条 規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、補助金等の交付を受けようとする自主防災組織及び広域自主防災組織は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める申請書等を、当該事業等を実施した年度の年度末までに提出しなければならない。

- (1) 結成時補助金及び防災用品の交付を受けようとする場合、規則第 4 条第 1 項に規定する申請書（様式第 1 号）並びに自主防災組織規約及び自主防災組織編成表。ただし、結成時補助金を受けた後は、第 12 条に規定する報告書。
- (2) 活動補助金、防災倉庫設置補助金及び可搬消防ポンプ整備補助金の交付を受けようとする場合、前号に規定する申請書及び第 12 条に規定する報告書。

(記載を要しない事項等)

第 9 条 規則第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項は、記載することを要しない。

- 2 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に係わる書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第 10 条 規則第 7 条第 1 項の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおり



とする。

(受領書)

第 1 1 条 自主防災組織及び広域自主防災組織は、結成時交付物品等の交付を受けたときは、速やかに受領書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(報告書の様式)

第 1 2 条 規則第 1 3 条の報告書の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

(補助金額確定通知書の様式)

第 1 3 条 規則第 1 4 条第 1 項に規定する補助金の額の確定通知は、様式第 5 号のとおりとする。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年 1 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

防災用品の種類	自主防災組織を構成している世帯数		
	300世帯未満	300世帯以上 800世帯未満	800世帯以上
トランジスタ メガホン	1台	2台	3台
ロープ	1巻	2巻	
懐中電灯	3個		
非常用キャンドル	3個		

別表（第7条関係）